平成２２年（フ）第１５２号
宮城県石巻市新館３丁目５番21号、前住所宮城県石巻市大街道南４丁目15番10号
債務者　板倉　芳徳
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
福岡県久留米市津福今町252番地２　グリーンハイツ今村第３第２ビル201号
債務者　瀬戸美和子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１４５０号
仙台市宮城野区出花１丁目８番地の４　レジデンス郷家Ａ棟103
債務者　大庭　　彩
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１０号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東115番地41
債務者　飯塚　藤男
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１１号
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東115番地41
債務者　飯塚　博美
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
宮城県角田市藤田字永沢３番地１
債務者　加藤　　敏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５８号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町196番地５
債務者　村上　京大
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第５２３号
秋田市新屋元町11番３号　佐藤アパート２号
債務者　相原真喜子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３号
秋田県由利本荘市石脇字石ノ花192番地18
債務者　佐藤　一利
1　決定年月日時　平成22年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第３２０号
福島市笹木野字北中谷地31番地の２　斎藤マンション201号
債務者　佐藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
茨城県神栖市土合本町４丁目9809番地125県営住宅８棟103号
債務者　鈴木　康彦
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３６号
茨城県行方市芹沢1957番地５　関野住宅８号
債務者　金塚　具之
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４７号
茨城県神栖市平泉2740番地10
債務者　岩月志津子
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４８号
茨城県神栖市知手4678番地262
債務者　淡路　　清
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１５１号
茨城県神栖市波崎9289番地１
債務者　北川　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第２７２号
茨城県下妻市堀篭1487番地４
債務者　室町　　昭
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２８０号
茨城県古河市下辺見1086番地２　コーポブリッジⅠ―203、前住所茨城県古河市大山1679番地39
債務者　杣谷　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９８号
茨城県結城市大字結城8685番地
債務者　河田　　孝
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部